

お知らせ

第 103 号

2014. 2. 1 発行
TEL 019-622-1038 FAX 019-622-1056

協会けんぽ保険料率について

- ◆ **協会けんぽの保険料率**は、昨年度に引き続き、平成 26 年度も保険料率が据置きとなる見通しです。ただし、介護保険料率につきましては、現行の 1.55% から 1.72% へと引き上げになる見通しです。雇用保険、労災保険の各保険料率も平成 26 年度の改定はありませんが、石綿による健康被害の救済に関する一般拠出金率は、0.05/1000 から 0.02/1000 に引き下げになります。

| | 平成 26 年 3 月～ |
|---------|--------------|
| 岩手県保険料率 | 9.93% |
| 引き上げ幅 | 据置き |

| | 平成 26 年 3 月～ |
|--------|--------------|
| 介護保険料率 | 1.72% |
| 引き上げ幅 | 0.17% |


労働保険料の口座振替納付の手続きについて

- ◆ 平成 26 年度第 1 期分から労働保険料の口座振替納付をご希望の場合は、**2 月 20 日（木）までに手続きの必要があります**ので、ご希望の事業所様は当事務所までご連絡をお願いいたします。


| 納 期 | 第 1 期 | 第 2 期 | 第 3 期 |
|------------------|----------|-----------|----------|
| 口座振替納付日 | 9 月 6 日 | 11 月 14 日 | 2 月 14 日 |
| 口座振替を利用しない場合の納付日 | 7 月 10 日 | 10 月 31 日 | 1 月 31 日 |

※ 第 2 期、第 3 期については、労働保険料延納が認められた場合の納付日です。

産前産後休業期間中の保険料免除が始まります

- ◆ 従来、育児休業期間中のみとされていた社会保険料の免除が、産前産後休業中（産前 42 日、産後 56 日）にも適用が拡大されることになりました。

対象となるのは、平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる方（平成 26 年 3 月 5 日以降に出産の方）で、平成 26 年 4 月分保険料から免除になります。

産前産後休業期間中に「産前産後休業取得者申出書」を提出する必要がありますので、出産予定の従業員さんがいらっしゃる場合は、お早目に当事務所担当者までご連絡下さい。

人材不足と外国人労働者受け入れについて



◆ 政府は、建設業界の人材不足に対応するため、現行の外国人「技能実習制度」の入国要件を緩和する方針であるとのニュースが報じられました。震災からの復興工事が今後本格化する岩手県にとっては、大きな影響のある政策と考えられます。

「技能実習制度」の現状につきましては別紙のとおりで、平成24年度の技能実習1号（期間1年：講習＋実習）の新規入国者67,915人、技能実習2号（期間2年：実習）への移行者数48,752人となっています。介護・福祉分野の受け入れも将来的な検討課題として挙がっており、少子高齢化が進む日本を支えるパートナーとして、外国人労働者の問題は今後ますますクローズアップされるものと思われます。